

## 地域再生計画について

### (1) 地域再生法

地域再生法は、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他地域の活力の再生（地域再生）を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及び内閣総理大臣の認定、地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置等を定めた法律です。

### (2) 地域再生計画

地方公共団体等が単独又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、「地域再生計画」を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることで、特別の措置を受けることができます。

#### 鏡野町の地域再生計画と特別の措置

○観光からつながる健康の町かがみの好循環創出計画

特別の措置 地方創生推進交付金

○道の駅「奥津温泉」飲食機能の強化による滞在型観光と食の拠点化計画

特別の措置 地方創生拠点整備交付金

○鏡野町「快適な生活環境の里づくり」計画

特別の措置 汚水処理施設整備交付金